1/22 文化財防火デーに伴う消防演習

文化財に対する消防活動技術を磨き、防火意識を高めるため、愛宕神社で行われました。神社関係者による初期消火訓練や、消防団の放水訓練が行われ、地域と消防団、消防署が連携を図った演習となりました。

1/22 みずほ小・中学生議会

13人の小・中学生議員がそれぞれの視点から意見や提案を堂々と発言しました。

1/22 瑞穂町男女共同参画社会推進事業講演会
怒りのコントロールって知ってる？ 後悔しない怒り方で人生楽しく ～アンガーマネジメント講座～

「怒り」の感情を上手にコントロールする方法を学ぶ講座です。講師のユーモアを交えながらのトークに、参加者は楽しみながらも真剣に耳を傾けていました。家庭や職場などで、良好な人間関係を築き、女性も男性も毎日を楽しく過ごしたいですね。
(関連ページ　25ページ)

2/18 日米交流音楽会 in 瑞穂

横田基地関係者と町民が交流するイベントです。世界各地で活躍している米国空軍太平洋音楽隊の素晴らしい演奏をはじめ、たくさんのパフォーマンスに、会場は感動の渦に巻き込まれました。

広報みずほに載っているあなたの写真を差し上げます（借用した写真は除きます）。
申込み　秘書広報課　℡557－7497

1/29 福生消防署管内消防団員研修会

東京消防庁第九消防方面本部機動部隊　両角 剛さんによる講演を聞き、今後の消防団活動に役立つ有意義な研修会となりました。

2/6 瑞穂町寿クラブ連合会主催
高齢者交通安全講習会

道路横断時や歩行中の危険を映像を通じて疑似体験できる「歩行者シミュレーター」を使い、実践的な講習を行いました。

1/23 世代間交流　手打ちうどん作り

東松原保育園で行われました。子どもたちは、大好きなうどんを自分たちで作る初めての体験に大はしゃぎ。みんなで元気よくうどん粉をこねました。

2/3 平和の語り部

二小の６年生へ向けて、町内在住の池田 美江子さんと内野 ちよ子さんのお二人が平和の語り部として授業を行いました。瑞穂町の戦時中のことなどを伝えるスライド資料を交えて、当時の生活や胸に抱えた思いを語り聞かせました。

学校公開日に実施したので、保護者や地域の方々も教室で話に聞き入り、多世代で戦中・戦後の記憶を共有する貴重な機会になりました。

▲池田 美江子さん

▲内野 ちよ子さん

2/3 節分

「鬼は～外！福は～内！」元狭山神社の境内に響き渡る、威勢の良い声。無病息災の願いを福豆に込めて、力いっぱい投げました。この一年、みんな健康で幸せに過ごせますように。

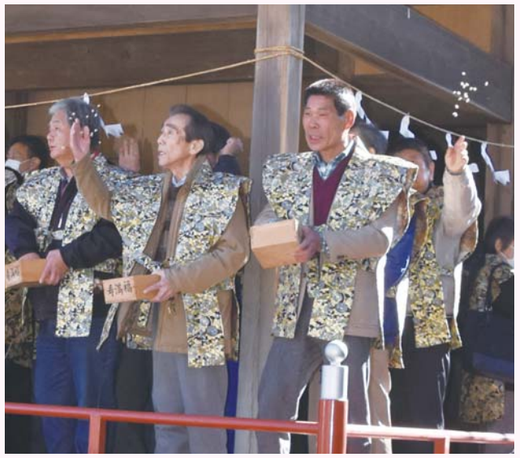

INFORMATION インフォメーション

税

「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧および「固定資産課税台帳」の閲覧

縦覧期間　4月3日㈪～5月31日㈬
閲覧期間　4月3日㈪～平成30年3月30日㈮
※土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。
※縦覧期間中は、固定資産課税台帳の閲覧手数料が無料になります。
時　間　午前8時30分～午後5時
場　所　税務課資産税係
問合せ　税務課　TEL 557―7528

バイク・軽自動車の変更・廃車手続きを忘れずに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。「譲渡した」、「住　した」、「使用できなくなった」、「盗難により持っていない」などの場合は、3月中に変更・廃車手続きを済ませてください。

受付窓口

▼原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車
税務課
TEL 557―7519

▼125ccを超える二輪車
八王子自動車検査登録事務所
TEL 050（5540）2034

▼軽四輪自動車
軽自動車検査協会
TEL 050（3816）3103

【重課税率の適用について】
平成28年度以降、初度検査年月から13年を経過した車両についてはグリーン化をすすめる観点から、「重課税率」が順次適用されています。
なお、初度検査年月によって適用される税率が異なりますので、お手元の自動車検査証の「初度検査年月」欄でご確認ください。
詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
問合せ　税務課
TEL 557―7519

副町長の退任について

杉浦　裕之氏　20　をもって瑞穂町副町長を退任しました。
平成21年10月1日から平成29年2月20日まで、の　の　展に尽力されました。
問合せ　総務課
TEL 557―7492

町税などを納期限内に納付できない方のための猶予制度

▼徴収の猶予
①財産について災害や盗難にあった場合
②納税義務者または生計を一にする親族などが、病気や負傷した場合
③事業を廃止や休止した場合
④事業について著しい損失を受けた場合
⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、税額が確定した場合（※）などにより、町税などを納期限内に納付できないときは、申請により、1年以内　に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。
（※）：納期限までに申請する必要があります。

▼申請による換価の猶予
町税などを納期限内に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当するときは納期限から6カ月以内に申請することで、1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合があります。
※4月3日㈪以降に納期限が到来する税に限ります。
※申請する町税など以外に、既に滞納となっている町税などがある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

▼猶予が認められると
猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
財産の差押えや換価（売却など）が猶予されます。

▼相談はお早めに
町税などを納期限までに納付できない場合には、お早めに税務課納税係までご相談ください。
申請に必要な　類など、詳しくはお問い合わせください。
問合せ　税務課
TEL 557―7529

不用品交換

交渉は当事者間で

※無料での交換となります。

ゆずります
▶フィットネス機器（開脚マシン）
▶サマーベッド　▶雛人形（7段）
▶二中体操着（L サイズ）

ゆずってください
▶自転車（大人用26・27インチ）
▶瑞中制服（女子用 LL サイズ）
▶二中制服（女子用 S・M・LL サイズ、男子用 L・LL サイズ）
▶二中体操着（女子用 LL サイズ）
▶ベランダ設置用物置
▶猫のキャリーケース・ケージ
▶補聴器
▶瑞穂のぞみ幼稚園園服（女子用）
▶東松原保育園園服・体操着
▶学習机

問合せ　産業課　TEL 557―7633

税理士による相続税の無料相談会

税の専門家で　税　士が、相続税のご相談に個別に応じます。
※相談内容は、秘密厳守します。
日　時　3月22日㈬　午後1時～4時
場　所　町民会館 第1会議室
対　象　町内在住・在勤の方
相談員　税理士
定　員　6人（申込順）
※相談時間は、一人30分です。
受付日　3月6日㈪～15日㈬
※受付は、土・日曜日を除きます。
申込み　税務課
TEL 557―7519

住民税、所得税および復興特別所得税の申告はお済みですか

住民税（町・　民税）、所得税および復興特別所得税の申告や相談を受け付けていますので、ご利用ください。
申告期間　3月15日㈬まで
※土・日曜日は除きます。
時　間　午前9時～11時　午後1時～4時

場　所　町民会館ホール
なお、確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日㈬です。期限までに納付をお願いします。
問合せ
▼所得税および復興特別所得税について
青梅税務署
TEL 0428（22）3185
▼町・都民税について
税務課
TEL 557―7519

年金

特定期間・特例追納制度のご案内

特定期間について
国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。
この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。
※ただし、年金額には反映しません。

特例追納について
届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで、年金額を増やすことができる場合があります。
※既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

【特例追納の対象期間】
▼特例追納する時点で60歳未満の方…承認があった月前10年以内の期間
▼特例追納する時点で60歳以上の方…50歳以上60歳未満であった期間
詳しくは、青梅年金事務所までお問い合わせください。
問合せ
青梅年金事務所
TEL 0428（30）3410

国保・後期高齢者医療

葬祭費について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者が死亡したとき、葬祭を行った方（施主）に5万円が支給されます（葬儀をした日の翌日から2年を経過すると時効となり、申請できません）。
申請に必要なもの
▼保険証
▼印鑑
▼施主の方の預金通帳（口座振込で支給するため）
▼葬儀を行ったことが分かる書類（会葬礼状または葬儀の領収書など）
※申請書には、**マイナンバー（個人番号）**の記入もお願いします。
問合せ　住民課
TEL 557―7578

お知らせ

住宅防音（機能復旧）工事

防衛省補助事業で防音工事を行った住宅で設置から10年以上経過し、防音建具（サッシなど）または空気調和機器（換気扇・エアコンなど）が修理不能で交換する場合の補助制度があります。希望する方は、住宅防音工事希望届を防衛省北関東防衛局住宅防音課へ提出していただきます。住宅防音工事希望届は、防衛省北関東防衛局のホームページからダウンロードいただくか、秘書広報課にて配布しています。
なお、騒音区域の見直しで現在は補助を受けられない地域もあります。また、防衛省からは現在工事実施までお時間をいただいていると説明がありました。詳しくは、お問い合わせください。
問合せ
防衛省北関東防衛局住宅防音課
TEL 048（600）1821
横田防衛事務所
TEL 551―0319
秘書広報課
TEL 557―7476
HP http://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/